

第2章 労働保険事務組合及び母体団体等に関する届出等事務

I 事務組合整理番号の取扱い

事務組合整理番号は、事務組合として認可された場合に付与される番号で、次のような仕組みになっています。

● 事務組合整理番号の構成

| | | |
|------|--------|-------|
| 府 県 | 一連番号 | |
| ○ ○ | - ○○○○ | |
| (2桁) | (4桁) | (計6桁) |

(1) 府 県

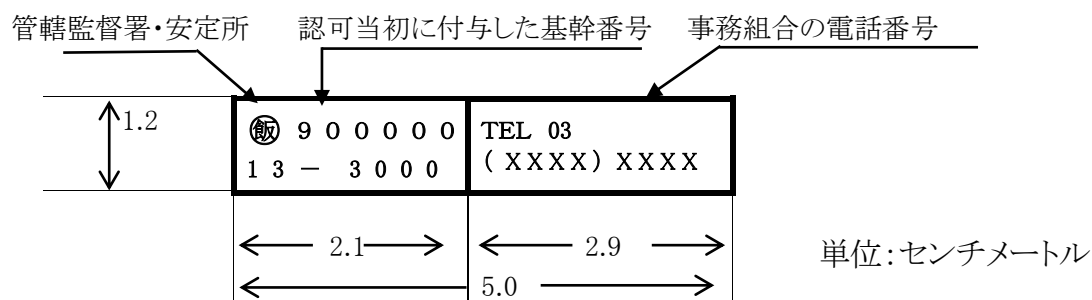
事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県を示し、東京都の場合は「13」です。

(2) 一連番号

事務組合ごとに付与される固有番号で、4桁の数字で表します。

一連番号の付与範囲については、「監督署所掌」の事務組合の場合「0001」から「2999」まで、「安定所所掌」の事務組合の場合「3000」から「9999」までで表します。

● 整理番号印の規格 (下記のゴム印を作成し、**各種届出**に押印してください。)



II 認可申請書記載事項等変更届の提出

事務組合認可申請書及び添付書類の記載事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、「労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届」(組様式第2号、以下「記載事項等変更届」という。)の「正」、「副」、「控」を作成し、変更項目ごとに以下に示す確認書類を添付のうえ、変更があった日の翌日から起算して14日以内に、安定所所掌団体の事務組合については事務組合を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)を経由して、監督署所掌団体の事務組合については事務組合を管轄する労働基準監督署(以下「監督署」という。)を経由して、東京労働局長あてに提出しなければなりません。〔則第65条〕

様式第14号(第63条関係)(表面)

控

労働保険等
労働保険事務組合認可申請書

下記のとおり労働保険事務組合の認可を申請します。

東京 労働局長 殿

6 年 2 月 26 日

| 1 (フリガナ) 主たる事業所の所在地 | チヨタク カスミカセキ 千代田区 霞が関 〇-〇-〇 | 郵便番号 | 1 0 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|-----------------------------|--------------------------------|------|----------|-------------|------------|-----------|------|------------------|-------|---|------------------|----|-----|-------|-----|----------------|---------|------------------|---|---|
| 2 (フリガナ) 団体の名称 | トウキョウロウドウキョク ジギョウクミアイ | 電話番号 | (03) - (× × × ×) × × × × 番 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 (フリガナ) 団体の代表者氏名 | チヨウシュウ タロウ 徴収 太郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 処理しようとする労働保険関係等の事務の内容 | 労働保険に関する一切の業務及び一般拠出に係る申告納付に関する事務、個人番号関係事務等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 団体構成員の事業場の所在する区域 | 全国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 団体の設立年月日 | 10 年 4 月 1 日 | 7 事業の開始(予定)年月日 | 令和 6 年 4 月 1 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 団体を構成する事業主の数 | 人 75 | 9 労働保険関係等の事務を委託する事業主の見込数 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 9のうち団体を構成する事業主以外の事業主の見込数 | 人 0 | 11 事務職員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 労働保険関係等の事務を委託する見込みの事業主の内訳 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分</th> <th>主たる事業の種類</th> <th>委託する事業主の見込数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ) 一元適用事業</td> <td>0 (1) 全職種</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 二元適用事業の雇用保険分</td> <td>2 (3)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(ハ) 二元適用事業の労働保険分</td> <td>林業</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>林業及び建設の事業以外の事業</td> <td>6 (7) 人</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 一人親方等の特別加入団体</td> <td>8</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> | | | 適用区分 | 主たる事業の種類 | 委託する事業主の見込数 | (イ) 一元適用事業 | 0 (1) 全職種 | 40 人 | (ロ) 二元適用事業の雇用保険分 | 2 (3) | 人 | (ハ) 二元適用事業の労働保険分 | 林業 | 4 人 | 建設の事業 | 5 人 | 林業及び建設の事業以外の事業 | 6 (7) 人 | (ニ) 一人親方等の特別加入団体 | 8 | 人 |
| 適用区分 | 主たる事業の種類 | 委託する事業主の見込数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (イ) 一元適用事業 | 0 (1) 全職種 | 40 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ロ) 二元適用事業の雇用保険分 | 2 (3) | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハ) 二元適用事業の労働保険分 | 林業 | 4 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 建設の事業 | 5 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 林業及び建設の事業以外の事業 | 6 (7) 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ニ) 一人親方等の特別加入団体 | 8 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|-------------------------------|----|------|
| 社会保険労務 | 作成年月日: 署名捺印者: 事業主代表者の氏名 | 氏名 | 電話番号 |
| | | | |

組様式第2号

控

労働保険等
労働保険事務組合
認可申請書記載事項等
変更届

| | | | | | |
|-------------------------|----|--------------|----|-----------------------|---------------|
| 労働保険番号 | 府県 | 所管 | 管轄 | 基礎番号 | 他に付与されている末尾番号 |
| 1 3 3 0 1 9 3 0 0 0 0 0 | | | | | 2, 5, 6 |
| 変更事項 | | 変更前の内容 | | 変更後の内容 | |
| 名称 | | | | | |
| ①労働保険の主たる事務所の所在地 | | 東京 組雄 | | 東京 組雄 | |
| 代表者の氏名 | | 徴収 太郎 | | 東京 組雄 | |
| ②労働保険関係等事務を委任する事務主内容 | | | | | |
| ③添付書類の記載事項 | | (書類の名称) | | (書類の名称、事務処理規約) | |
| | | | | 別添 総会議事録、新旧対照表のとおり | |
| ④その他の事項 | | 事務担当者 飯田 ゆかり | | 事務担当者 渋谷 ゆき子 | |

※2の欄は、二元適用事業の労働保険分又は一人親方等の特別加入団体の委託を受けている事務組合であって、新たに一元適用事業又は二元適用事業の雇用保険分について委託することになった場合に記入すること。

上記のとおり変更を生じたので届けます。

令和 5 年 7 月 1 0 日

東京 労働局長 殿

名称 東京労働局 事業組合

主たる事務所 千代田区霞が関 〇-〇-〇

代表者の氏名 東京 組雄

[注]添付書類の記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

| | | | |
|--------|-------------------------------|----|------|
| 社会保険労務 | 作成年月日: 署名捺印者: 事業主代表者の氏名 | 氏名 | 電話番号 |
| | | | |

1 名称を変更した場合

- (1) 総会議事録の写し(原本証明)
- (2) 登記簿謄本(法人のみ)

<留意事項>

名称の変更に伴い定款及び事務処理規約の変更が生じる場合は、それらの変更手続きも併せて行ってください。確認書類(P13参照)を別途添付してください。

2 所在地を変更した場合

- (1) 総会議事録の写し(原本証明)
- (2) 法定団体は登記簿謄本、任意団体は賃貸借契約書(同居承諾書が必要な場合があります。)

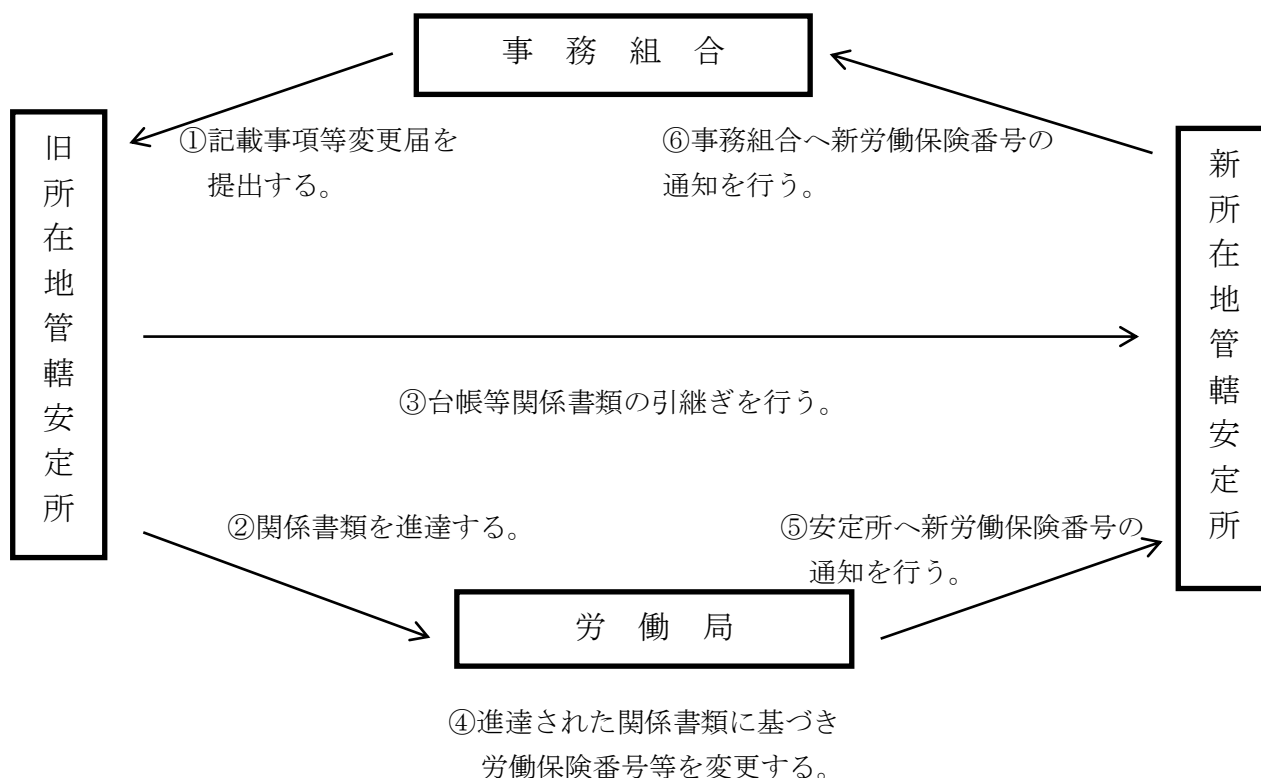
<留意事項>

- ◇ 電話番号、FAX番号の変更が伴う場合は、併せて記入してください。
- ◇ 所在地の変更に伴い定款の変更が生じる場合は、それらの変更手続きも併せて行ってください。確認書類(P13参照)を別途添付してください。
- ◇ 地番の変更を伴う行政区画の変更が生じた場合は、行政からの変更通知の写しを添付し、変更届を提出してください。この場合は、総会議事録の添付は不要です。
- ◇ 母体団体の主たる事務所の移転が、安定所又は監督署の管轄地域を越えて行われる場合には、管轄の安定所又は監督署の変更(移管)が生じます。移管の手続きは次のとおりです。また、移管の際は労働保険番号の変更が生じます。
なお、団体の所在地が都外へ移転する場合には、認可庁の管轄を越えての移動となるため、改めて認可申請を行う必要があります。

※ 委託事業場の労働保険番号が変更となります。移管手続の完了後には「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

● 安定所所掌団体事務組合の場合

旧所在地を管轄する安定所を経由し東京労働局長へ記載事項等変更届を提出してください。



● 監督署所掌団体事務組合の場合

新所在地を管轄する監督署を経由し東京労働局長へ記載事項等変更届を提出してください。

3 役員(代表者、理事、監事等)を改選した場合

- (1) 総会議事録の写し(原本証明)、理事会議事録の写し(原本証明)
- (2) 役員名簿(任意様式) ※適宜の箇所に新任、再任の旨を表示してください。

(3) 改選された役員の経歴書（任意様式）

ア 記載する事項は氏名、住所、電話番号、生年月日、職歴、当該団体に係る団体歴（役員就任年月日を含む）、資格等です。

イ 理事から監事等、役職が変更になった場合も経歴書を提出してください。

(4) 労働保険料等の納付に関する誓約書(任意団体のみ ※記載事項等変更届の「正」には原本を添付)

ア 徴収法第35条に規定する労働保険料等の納付責任を、全役員が個人として、又は他の役員と連帯して、納付の責に任ずることを履行する内容となっていること。

イ 書式は、役員全員の連署又は各人の単署のどちらでも差し支えありません。

ウ 既に提出した連署による誓約書の誓約者に変更が生じた場合には、新たに役員全員の連署による誓約書を提出することになります。

エ 署名にあたっては、団体名と本人自筆の署名捺印だけで、役職名は記載しないでください。

オ 誓約書に押印する印は、印鑑登録証明書の印と同一としてください。

(5) 印鑑登録証明書（任意団体のみ ※記載事項等変更届の正には原本を添付）

ア 再任や役職名変更などの場合は、既に提出した印鑑登録証明書に変更がない限り、再提出する必要はありません。

イ 登録印は、団体の役職名のない私印であること。

4 労働保険事務の総括者又は事務担当者の変更の場合

(1) 経歴書（任意様式）

記載する事項は、氏名、住所、電話番号、生年月日、職歴、当該団体に係る団体歴（総括者又は事務担当者への就任年月日を含む）、資格等です。

<留意事項>

事務総括者を置いている事務組合が、事務担当者を変更する場合は、事務担当者の経歴書の提出は不要です。

5 定款等又は事務処理規約（内部規定を含む）を変更した場合

(1) 総会議事録の写し(原本証明)

(2) 定款等又は事務処理規約の新旧対照表

(3) 変更後の定款等又は事務処理規約の全文

<留意事項>

◇ 変更する場合には、必要に応じて管轄安定所や監督署、又は労働局に相談してください。

◇ 委託手数料の制定にあたっては、

- ・ 保険関係の成立区分と事業規模ごとに手数料を決める方式

- ・ 概算保険料の一定率を手数料とする方式等により制定し、著しく事業主の負担とならないようにしてください。

6 その他の変更

組織管理体制、団体事業内容等を変更した場合にも届出が必要となりますので、管轄安定所や監督署、労働局に相談したうえで必要な確認書類を添付してください。

また、法人格のない団体が法人となった場合、法人が法人格のない団体となった場合、合併又は分割等により、組織的変更が生じた場合は、団体の継続性が認められず、従来の団体に係る認可を継続して認められない可能性があります。継続性が認められない場合は、従来の認可を廃止し、新たな団体として認可申請を行う必要があります。事前に労働局、管轄安定所や監督署に相談してください。

[変更届に添付する書類一覧]

| 変更事項 | 法定団体 | 任意団体 | 備 考 |
|---------------------|--------|---------|--|
| 団体名 | 総会議事録 | 総会議事録 | 定款及び事務処理規約(口座名義等)の変更が生じる場合は、それらの変更手続きも併せて行ってください。 |
| | 登記簿謄本 | | |
| 所在地 | 総会議事録 | 総会議事録 | |
| | 登記簿謄本 | 賃貸借契約書等 | |
| 役員 | 総会議事録 | 総会議事録 | 経歴書…役職変更の場合は提出してください。 誓約書…連署式の場合は全ての役員が署名と押印したものを、単署式の場合は変更のあった役員のみのもを提出してください。 ※役職名の変更の場合、誓約書及び印鑑登録証明書については、以前提出したものに変更がなければ不要です。 |
| | 役員名簿 | 役員名簿 | |
| | 経歴書 | 経歴書 | |
| | | 誓約書 | |
| | | 印鑑登録証明書 | |
| 事務総括者 | 経歴書 | 経歴書 | 総括者を置いている事務組合が、担当者を変更する場合は、担当者の経歴書は不要です。 |
| 事務担当者 | 経歴書 | 経歴書 | |
| 定款等 | 総会議事録 | 総会議事録 | 変更後の定款は変更箇所だけでなく、全文を提出してください。 |
| | 定款 | 定款 | |
| | 新旧対照表 | 新旧対照表 | |
| 事務処理規約 (内部規定を含む) | 総会議事録 | 総会議事録 | 変更後の事務処理規約は変更箇所だけでなく、全文を提出してください。 |
| | 事務処理規約 | 事務処理規約 | |
| | 新旧対照表 | 新旧対照表 | |

※ 総会議事録の写しには必ず原本証明をしてください。

※ なお、次に掲げる認可申請書(様式第 14 号(第 63 条関係))(P10 参照)中の変更については変更届の提出は必要ありません。

⑥欄 団体の設立年月日

⑦欄 事務の開始(予定)年月日

⑧欄 団体を構成する事業主の数

⑨欄 労働保険関係等の事務を委託する事業主の見込数

⑩欄 ⑨欄のうち団体を構成する事業主以外の事業主の見込数

⑪欄 事務職員数

⑫欄 労働保険関係等の事務を委託する見込事業主の内訳

Ⅲ 団体運営状況等の報告

認可を受けた団体が、認可後も事務組合業務を遂行するうえで、十分な団体性及び財政基盤を備えて運営されていることを、認可庁として確認するための資料とします。

事務組合業務を含めた母体団体の運営状況について、以下の書類を事務組合所掌の管轄する安定所又は監督署を経由して東京労働局長に提出してください。

- ① 前年度事業報告及び当年度事業計画案
- ② 前年度決算報告及び当年度予算案
- ③ 監査報告
- ④ 剰余金処分案
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 労働保険料等徴収・納付状況報告(※下記の内容とP15記載例を参照)
- ⑦ 総会議事録の写し(原本証明)

<留意事項>

- ◇ 団体が原本を保有すべき書類を提出する際は、代表者による原本証明をした写しを提出してください。
- ◇ 提出期限は、総会が開催された日の属する月の翌月末までとなっていますので、期限内の提出を厳守してください。
- ◇ 提出する部数は、事務組合控を含めて3部となります。
- ◇ 提出書類が、当該年度に提出された記載事項等変更届の添付書類の内容に含まれている場合には、重ねて提出する必要はありません。
- ◇ 会員事業主に対する総会開催の案内及び議決事項の周知にあたっては、書面等適切な方法で行ってください。

- ※⑥ 労働保険料等徴収・納付状況報告について
事務処理規約に基づき、総会にて報告が必要となります。

事務処理規約 参考条文

【労働保険料等の交付・納付状況の報告】

毎年1回、母体団体の総会において、前年度中に取り扱った労働保険料等に関し、委託組合員からの交付・未交付(滞納)及び交付分にかかる政府への納付、保管及び還付金の状況について報告するものとする。

令和〇〇年度 労働保険料等徴収・納付状況報告(記載例)

【労働保険料】

| | 令和〇〇年度 徴収決定額(A) | 事業主からの 徴収額(B) | 政府への 納付額(C) |
|-----------------------------|--------------------|------------------|----------------|
| 第1期 労働保険料 (令和△△年度確定不足分含) | 1,985,000 | 2,121,000 | 1,985,000 |
| 第2期 労働保険料 | 2,098,000 | 2,088,000 | 2,098,000 |
| 第3期 労働保険料 | 2,098,000 | 2,013,000 | 2,092,000 |
| 延滞金 | 0 | 0 | 0 |
| 追徴金 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6,181,000 | 6,222,000 | 6,175,000 |

| | |
|-------------|--------|
| 政府よりの還付金(D) | 3,000 |
| 事業主への返還金(E) | 45,000 |

| | |
|----------------------------|-------|
| 事務組合保管額 (B)+(D)-(C)-(E) | 5,000 |
| 滞納保険料額 (A)-(C) | 6,000 |

【一般拠出金】

| | 令和〇〇年度 徴収決定額(A) | 事業主からの 徴収額(B) | 政府への 納付額(C) |
|-------|--------------------|------------------|----------------|
| 一般拠出金 | 19,000 | 18,500 | 18,500 |

| | | |
|--------|-----------|-----|
| 滞納拠出金額 | (A) - (C) | 500 |
|--------|-----------|-----|

〈用語の意味〉

- ◇ 徴収決定額とは、政府へ納付すべき額のことであり、滞納が無ければ政府への納付額とイコールになります。
- ◇ 事業主からの徴収額とは、各期に実際に事業主から交付を受けた額のことです。
- ◇ 政府よりの還付金とは、政府へ還付請求書を提出し還付された額のことです。
- ◇ 事務組合保管額とは、年度末に専用口座に残っている額のことです。事務組合保管額が発生している場合は、その内訳を把握しておくようにしてください。

〈留意事項〉

- ◇ 労働保険料と一般拠出金は分けて報告してください。
- ◇ 増減額訂正報告を行った場合は、その内容を反映させてください。

IV 労働保険番号（基幹番号）の追加

枝番号が999に達した場合は、P8の「区分表」にある予備番号を使用した基幹番号の振出を受けることにより、新たに001から一連番号を付することとなります。予備番号を使用した基幹番号の枝番号が999に達した場合は、更に新たな基幹番号の振出を受けることとなります。

労働保険番号(基幹番号)の追加を希望する場合は、「労働保険事務組合労働保険番号(基幹番号)追加付与願」(適用事務様式35)を事前に所掌3労働保険番号の場合は管轄安定所へ、所掌1労働保険番号の場合は管轄監督署へ提出してください。

また、付与されていない基幹番号の事業について事務委託を受ける場合も同様の提出が必要です。

適用事務様式 35 事務組合控

労働保険事務組合労働保険番号(基幹番号)追加付与願

下記理由により労働保険番号の追加付与を願います。

令和 6 年 4 月 21 日

労働基準監督署長 殿
飯田橋 公共職業安定所長

①事務組合整理番号 1 3 - 3 〇 〇 〇

| | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|------------|-----------------|
| ② 労働 保険 事務 組合 | (フリガナ) 主たる事務所の所在地 | チヨダク カスミガセキ 千代田区 霞が関 〇-〇-〇 | 郵便番号 | 100 - 〇〇〇〇 |
| | (フリガナ) 名称 | トウキョウロウドウキョク ジギョウクミアイ 東京労働局 事業組合 | 電話番号 (03) | (××××) - ××××番 |
| | (フリガナ) 代表者氏名 | トウキョウ クミオ 東京 組雄 | | |
| | | | | |
| ③ 既に付与されている労働保険番号及び委託している事業場数 | 府 県 所 掌 管 轄(1) | 基 幹 番 号 | 枝 番 号 | 委託している事業場数 |
| | 1 3 3 0 1 | 9 0 0 0 0 0 | 0 0 0 0 | 55 |
| | 1 3 1 0 1 | 9 0 0 0 0 0 | 5 0 0 0 | 30 |
| | 1 3 1 0 1 | 9 0 0 0 0 0 | 6 0 0 0 | 10 |
| | | 9 | 0 0 0 | |
| | | 9 | 0 0 0 | |
| | | 9 | 0 0 0 | |
| | | 9 | 0 0 0 | |
| ④ 追加付与を必要とする理由及び必要とする基幹番号の末尾区分コード | 二元雇用保険の事業を新たに受託したため | | | |
| | 基幹番号の末尾区分コード(必要区分コードに〇印を付すこと) | | | |
| | 0 | (1) | ② | (3) 4 5 6 (7) 8 |
| ※⑤ 追加付与する労働保険番号 | 府 県 所 掌 管 轄(1) | 基 幹 番 号 | 枝 番 号 | 追加付与年月日 |
| | | | | 年 月 日 |

V 独自様式の承認申請

法定帳簿その他政府で定められた様式を事務組合独自で作成・使用する場合には、事前に「独自様式の承認申請」（任意様式、P18 作成例参照）をした上で、承認を受ける必要があります。添付資料は、以下の＜承認の対象となる様式＞1件につき未記入（未入力）のものと、記入（入力）例を各3部作成してください。

安定所所掌事務組合は、＜承認の対象となる様式＞のうち、1～7は管轄公共職業安定所へ、8・9は東京労働局労働保険徴収部長（事務組合指導係経由）へ提出してください。

なお申請後は、安定所と労働局において協議した後に承認となるため、承認まで時間を要することがあります。

監督署所掌事務組合は全て東京労働局労働保険徴収部長（事務組合指導係経由）へ提出してください。承認を受けた場合、承認書が交付されますので必ず保管してください。

承認を受けずに、使用することはできません。

＜承認の対象となる様式＞

- 1 労働保険事務等処理委託事業主名簿
- 2 労働保険料等徴収及び納付簿
- 3 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
- 4 労働保険料算定基礎賃金等の報告
- 5 保険料申告書内訳
- 6 労働保険料等納入通知書
- 7 労働保険料等領収書
- 8 一括有期事業総括表
- 9 一括有期事業報告書

※独自様式の承認に伴って、事務処理規約の変更が必要になる場合があります。

（例：事務処理規約上に様式名の記述があって、「組様式」から「組機様式」に変更となる場合）

〔作成例〕「独自様式の承認申請について」

【1～7 管轄の公共職業安定所へ提出】

【8・9 事務組合指導係へ提出】

令和 年 月 日

〇〇公共職業安定所長 殿

所在地
事務組合名称
代表者氏名

独自様式の承認申請について

このことについて、下記のとおり申請いたします。

記

1 様式名

- 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第18号）
- 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第19号）
- 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第20号）
- 労働保険料等算定基礎資金等の報告（様式第4号）
- 保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第6号）
- 労働保険料等納入通知書（甲）（組様式第7号）
- 労働保険料等納入通知書（乙）（組様式第7号）
- 労働保険料等領収書（組様式第8号）

2 申請理由
独自のコンピュータシステムを導入するにあたって、当該機種にあった様式を使用するため。

3 内容
別添（案）のとおり

4 使用開始予定年月日
令和 年 月 日

令和 年 月 日

東京労働局 労働保険徴収部長 殿

所在地
事務組合名称
代表者氏名

独自様式の承認申請について

このことについて、下記のとおり申請いたします。

記

1 様式名

- 一括有期事業総括表
- 一括有期事業報告書

2 申請理由
独自のコンピュータシステムを導入するにあたって、当該機種にあった様式を使用するため。

3 内容
別添（案）のとおり

4 使用開始予定年月日
令和 年 月 日

VI 事務組合業務廃止届の提出

事務組合の業務を廃止しようとするときは、「労働保険事務組合業務廃止届」（組様式第3号）を作成し、**60日前まで**に事務組合所掌の管轄安定所又は監督署を経由して、東京労働局長に提出しなければなりません。〔徴収法第33条第3項、則第66条〕

添付資料として、事務組合業務の廃止を決議した際の総会議事録の写し（原本証明）及び委託事業主名簿の写しを、それぞれ3部提出してください。

委託事業主名簿の写しには、委託解除後の各事業主の保険関係の移行状態（委託換え、個別移行又は事業廃止等の別。委託換えの場合は移行後の事務組合名も記入）を表示してください。

＜留意事項＞

◇ 業務廃止については、労働局及び管轄署所へ事前に連絡してください。

◇ 業務廃止予定年月日は、母体団体として任意の日付を記入することとなりますが、付与されている労働保険番号の廃止にあたっては、廃止日（保険料等の確定申告期間）の確定、その後の確定保険料等の計算、保険料等の申告納付が伴いますので、母体団体の事務処理体制や解散の場合は清算決了次期等を勘案したうえで、実情に応じた日付を記入してください。

◇ 他の事務組合への委託替えを希望する事業主へは、保険関係のスムーズな移行ができるよう配慮してください。

◇ 委託解除により、個別移行となる事業主に対しては、保険関係成立届の提出及び概算保険料の申告、納付についての的確な指導をしてください。

- ◇ 業務廃止に係る労働保険料の精算処理については、東京労働局の指示に従ってください。
- ◇ 業務廃止後、労働保険関係の書類は、「帳簿及び書類の保管（保存）」（P96 参照）により保存してください。
- ◇ 右下の「社会保険労務士記載欄」に事務組合整理番号印を押印してください。

(印)

様式第3号

労働保険事務組合業務廃止届

| | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|----------|------|-----------------------|---------|
| 労働保険番号 | 1 3 3 0 1 9 0 0 0 0 0 | 行先 支店 | 支店番号 | 他に付与 されている 支店番号 | 2, 5, 6 |
| 業務廃止予定年月日 | 令和 7年 3月 31日 | | | | |
| 委託事業主の事業場の 所在する地区 | 東京都及び隣接県 | | | | |
| 委託事業主数 | 40 人 | | | | |
| 労災保険法第33条第 1項の特別加入者数 | 10 人 | | | | |

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第3項の規定に基づき労働保険事務組合の廃止を届けます。

令和 7年 3月 3日

〒 東京労働局 事務組合

労働保険の
事務組合の
主たる事務所
の所在地

〒 千代田区 麹町
〒 東京都 区 丁目 番 号

代表者の氏名 東京 組長

東京 労働局長 殿

【注】この届は、業務を廃止しようとする日の60日前までに事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長又は労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出すること。

| | | | |
|--|----------|--------|------------------|
| 社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄 | 事務組合整理番号 | 氏 名 | 電 話 番 号 |
| | | | |